

第3章 審査関係の概要（平成8年からの20年間）

第1節 不当労働行為事件取扱状況

1 概況

不当労働行為事件の申立て件数は、この20年間（平成8年から平成27年）で24件であり、年平均にすると1.2件となっている（表1参照）。最も申立て件数が多かったのは、平成9年と19年の3件であったが、平成19年はいずれも同じ組合・会社間での申立てである。平成18年の1件も19年の3件と同じ組合・会社間での事件であり、短期間に相次いで4件の申立てがあった。なお、平成19年（不）第1号事件と2号事件は併合され、一部救済命令が発出されたが、会社から中労委へ再審査が申し立てられた。当事者双方の不信感が非常に強く、初審申立てから再審査の終結までに2年7か月を要する困難な事件であった。

平成20年の2件及び平成23年（不）第1号事件と平成24年（不）第1号事件も同じ組合・使用者間での申立てである。平成20年の2件は併合され一部救済命令が発出されたが、使用者から福島地裁へ取消訴訟が提起された。平成24年（不）第2号事件と平成25年（不）第1号事件は、それぞれ組合の支部、本部から別個に申立てられたものであり、実質的には同一の事件であった。支部の申立てに対する救済命令発出後に、本部は申立てを取り下げた。一方、会社は救済命令を不服として福島地裁に取消訴訟を提起した。平成26年の2件は同じ会社を相手として2つの組合から同時に申立てられたものであり、共同で団体交渉を申し入れるなど関連性が強いものであった。

全国の労働委員会の総申立て件数は、年間300～400件で推移しており大きな変動はない（図1参照）。景気や社会情勢に連動しているような動きも特にみられないが、個別の労使紛争が相対的に増加している状況とともに、全国的に合同労働組合（以下「合同労組」という。）からの申立て割合が増加傾向にある。これは、不当労働行為救済申立てという形式をとってはいるものの、実質的には組合員個人と会社との紛争であることを示していると考えられる。

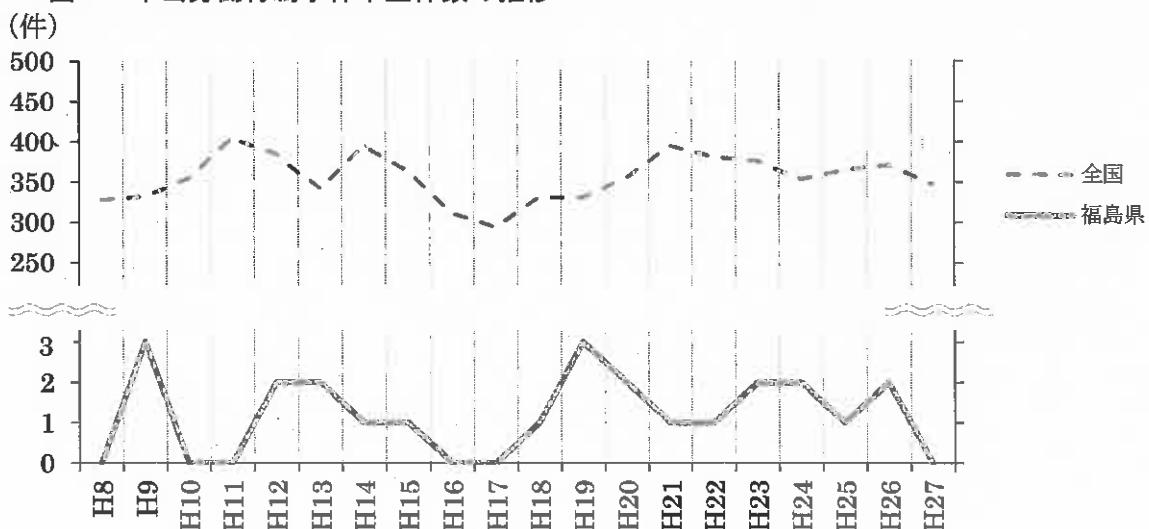
なお、当県における合同労組からの申立て件数は直近20年間で9件であるが、その全てが平成20年以降に申立てられたものである。本県における平成20年以降の申立ては11件であるため、合同労組の申立て割合は81.8%となる。全国的にも合同労組の申立て割合は7～8割であり、全国的な傾向と一致している。

表1 不当労働行為事件申立て件数の推移

（単位：件）

	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	計
福島県	0	3	0	0	2	2	1	1	0	0	1	3	2	1	1	2	2	1	2	0	24
全国	327	332	354	405	384	341	394	363	311	294	331	330	355	395	381	376	354	365	371	347	7,110

図1 不当労働行為事件申立て件数の推移



2 申立状況

(1) 申立人別申立件数

申立事件を申立人別にみると、平成8年からの20年間に新規に申立てられた24件全てが組合からの申立てである。個人からの申立ては、昭和62年以降ない。

(2) 労組法第7条号別申立件数

申立事件を労組法第7条の該当号別にみると、2号単独事件が13件(54%)と最も多く、次いで1号・3号事件が4件(17%)、2・3号事件、1・2号事件及び1~4号事件がそれぞれ2件(8%)と続いている(図2、表2参照)。2号単独事件は平成19年以降、平成27年を除き毎年1件以上申立てがなされている。労組法7条の全号該当の1~4号事件は、いずれも平成19年に申立てのあったものである。

昭和60年代頃までは、1号及び3号の事件が割合として大きかったが、現在では2号関係の事件の多さが目立っており、合同労組による申立ての増加もその要因となっている。

図2 不当労働行為事件労組法第7条号別申立件数

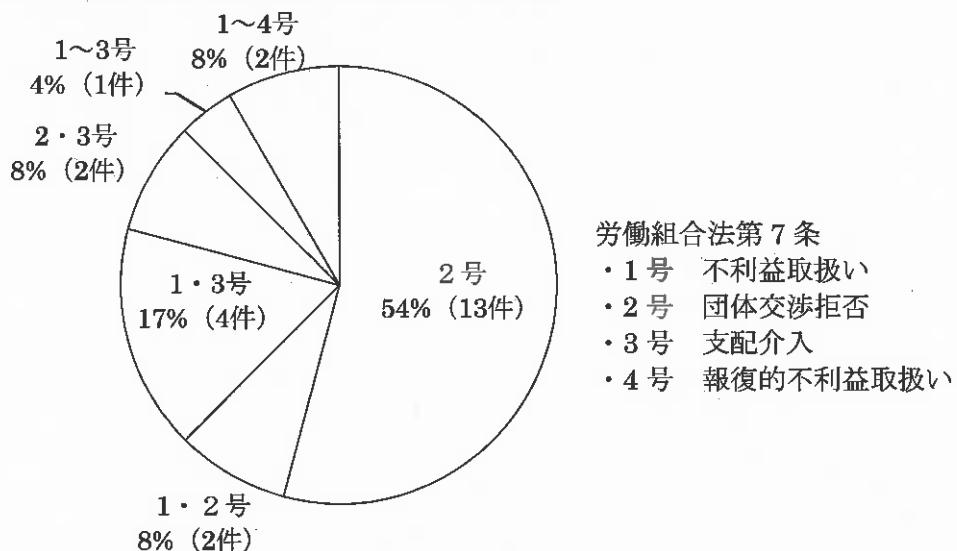


表2 不当労働行為事件労組法第7条号別申立件数

(単位:件)

	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	計
2号					2	1	1					1	1	1	1	1	1	1	1	2	13
1・2号		1				1															2
1・3号								1			1						1				4
2・3号		2																			2
1~3号																	1				1
1~4号												2									2
計	0	3	0	0	2	2	1	1	0	0	1	3	2	1	1	2	2	1	2	0	24

(3) 企業規模別申立件数

申立事件を企業規模別にみると、従業員数が50～99人の被申立人が9件(37%)で最も多く、次いで、29人以下の被申立人が6件(25%)、100～299人の被申立人が4件(17%)、1,000人以上の被申立人が3件(13%)、300～499人の被申立人と500～999人の被申立人がそれぞれ1件(4%)となっている。いわゆる中小企業とされる、従業員が300人以下の会社が19件で、割合にしておよそ80%を占めている(図3、表3参照)。

図3 不当労働行為事件企業規模別申立件数

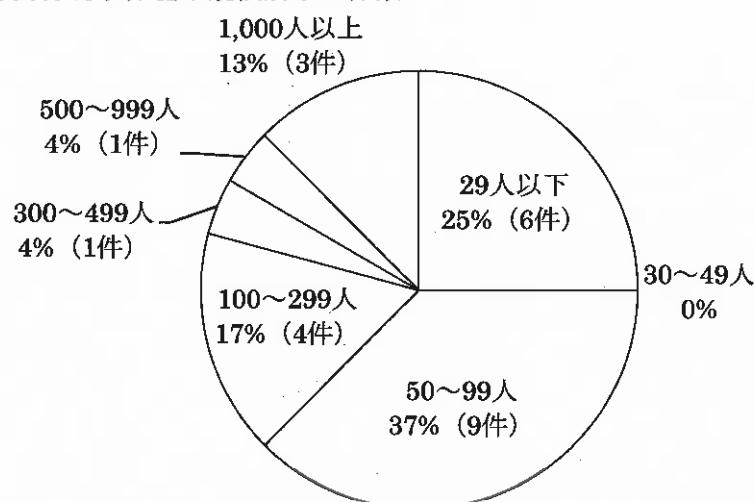


表3 不当労働行為事件企業規模別申立件数

(単位：件)

	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	計
29人以下						1	1	1				1			1	1					6
30～49人																					0
50～99人		1			1						1	2				1	2	1			9
100～299人		1			1								2								4
300～499人						1															1
500～999人													1								1
1,000人以上		1																2		3	
計	0	3	0	0	2	2	1	1	0	0	1	3	2	1	1	2	2	1	2	0	24

(4) 産業別申立件数

申立事件を産業別にみると、運輸業が6件(25%)、製造業及びサービス業がそれぞれ5件ずつ(21%)、建設業、医療・福祉業及び教育・学習支援業がそれぞれ2件(8%)、卸売・小売業及び公務が1件ずつ(4%)となっている(図4、表4参照)。

図4 不当労働行為事件産業別申立件数

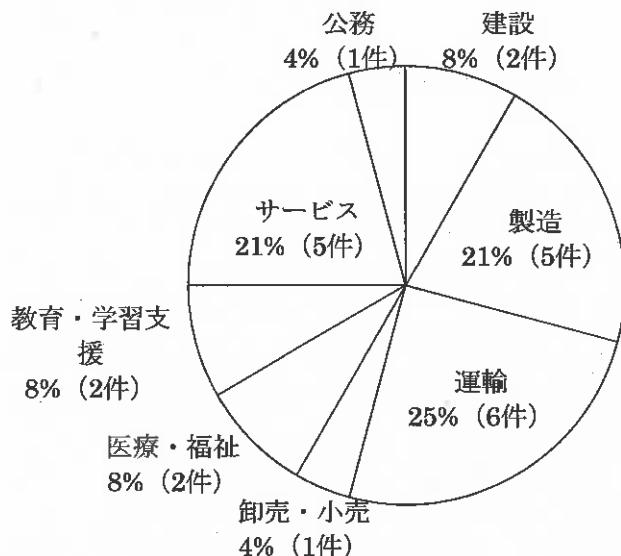


表4 不当労働行為事件産業別申立件数

(単位：件)

	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	計
農林漁・鉱																					0
建設																			2		2
製造		1			1			1										1	1		5
電気・ガス・熱供給・水道																					0
情報通信																					0
運輸					1	1						1	3								6
卸売・小売		1																			1
金融・保険																					0
不動産																					0
飲食・宿泊																					0
医療・福祉																	1	1			2
教育・学習支援																	1	1			2
サービス		1					1	1						2							5
公務															1						1
計	0	3	0	0	2	2	1	1	0	0	0	1	3	2	1	1	2	2	1	2	24

3 終結状況

(1) 終結件数

申立事件を終結態様別にみると、和解による終結が最も多く、14件で58%を占める。内訳は関与和解が13件(54%)、無関与和解が1件(4%)である。命令・決定による終結は6件で、25%である。内訳は全部救済が1件(4%)、一部救済が4件(17%)、棄却が1件(4%)である。取下げは4件(17%)であった(図5、表5参照)。

図5 不当労働行為事件終結件数

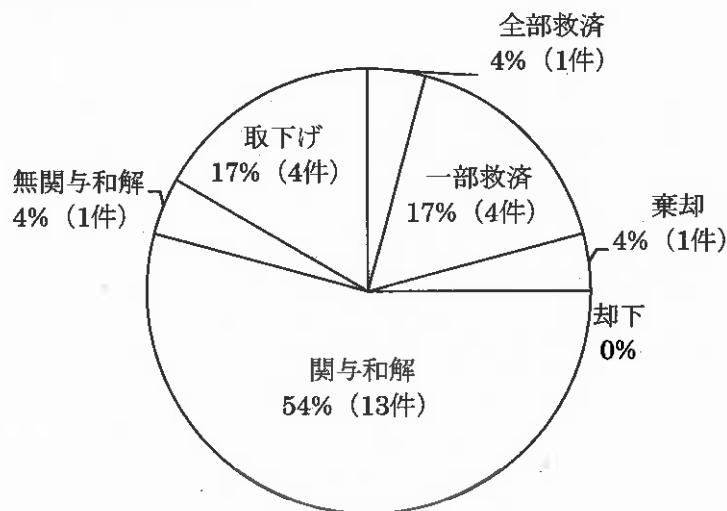


表5 不当労働行為事件終結件数

(単位：件)

	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	計
全部 救済																		1			1
一部 救済						1								1	1			1			4
棄却							1														1
却下																					0
関与 和解		2	1		2	1	1	1				1				1	1		2	13	
無関与 和解								1													1
取下げ												1		1			1	1			4
計	0	2	1	0	3	2	1	2	0	0	1	1	1	2	1	0	3	2	0	2	24

※ 平成4年からの繰越1件、平成7年からの繰越1件、2件の申立ての併合2回を含むため計24件となる。)

(2) 处理日数

終結事件の1件あたり平均処理日数は、399日であるが、これを区別に見ると、命令・決定が1,125日、関与和解が176日、無関与和解が15日、取下げが132日となっている(図6参照)。

不当労働行為事件の審査において、昭和40年代以後は平均処理日数が増大し続け、平成3年から平成7年の5年間では1,200日を超えるほどになった。平成12、13年の命令・決定の処理日数がそれぞれ2,013日、3,320日となっているが、これらは平成7年と平成4年に申し立てられたものである(表6参照)。(なお、この2件を除くと、1件あたりの平均処理日数は193日となり、命令・決定の処理日数も355日となる。)

そのような状況の中、「労働組合法の一部を改正する法律」が平成17年1月1日に施行され、不当労働行為審査制度の本来の趣旨が実現できるよう審査の迅速化及び的確化を図る観点から、労働委員会における審査手続及び審査体制を整備する等所要の改正が行われた。そこで、当労働委員会でも同年3月、労働組合法第27条の18に規定する審査期間の目標について、「1年(ただし、単純な団交拒否事件については早期終結の努力をする。)」と定めた。その後の審査においては、平成20年に終結した1件を除き、概ね目標を達成している(図6、表6参照)。

図6 不当労働行為事件終結態様別平均処理日数
(日)

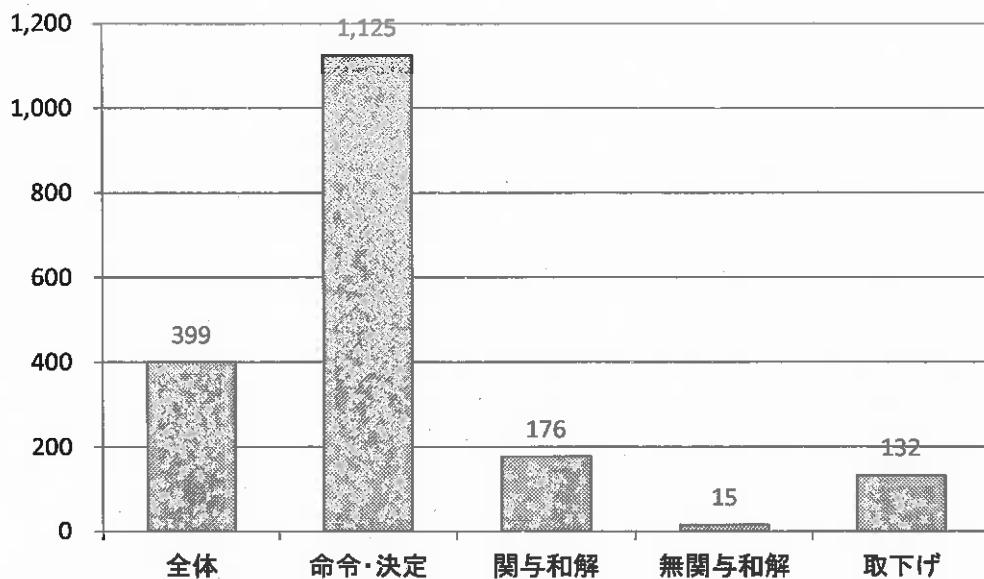


表6 不当労働行為事件終結態様別処理日数

(単位: 日)

	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	平均
命令・決定						2,013	3,320						453	310			289	367			1,125
関与和解		110	301			51	168	162	273			134				76		212			302 351 176
無関与和解																					15
取下げ													77	276			110	63			132
平均	-	110	301	-	699	1,744	162	144	-	-	134	77	453	293	76	-	204	215	-	327	

※ 事件ごとの処理日数。H9、H12、H27の関与和解の欄が分かれているのは事件が2件係属したため。

4 不服申立

(1) 不服申立概況（再審査・行政訴訟）

平成 8 年から平成 27 年までの 20 年間で当労働委員会が命令を発出した事件は 6 件であり（図 5、表 5 参照）、そのうち中労委へ再審査の申立てがなされたのは 4 件（再審査申立率 66.6%）であるが、平成 7 年以前に再審査を申立てられた事件が 4 件繰越されているため、この間に中労委に係属し、終結した事件は 8 件となる。

初審命令に対して行政訴訟が提起されたものは 2 件（行政訴訟提起率 33.3%）であるが、中労委による再審命令に対して行政訴訟が提起されたものも 1 件ある。これは、再審査命令において一部救済命令が出されたため、それを不服として労使双方が行政訴訟を提起し、最高裁まで争うこととなったものである。

(2) 再審査事件

中労委への再審査申立ては、使用者からなされたものが 7 件、組合からなされたものが 1 件の計 8 件である。その終結状況は、初審命令を一部変更した一部救済が 2 件、和解が 6 件となっている。概要は次のとおりである。

表 7 再審査事件概要

地労委・県労委			中労委			備考
事件番号	事件名	終結内容	再審査申立て人	再審査申立て年月日 事件番号	終結内容	
62(不)第7号	東日本旅客鉄道(株)事件 (不採用)	H元.10.24 一部救済	会社	H元.11.7 元(不再)第112号	H8.5.31 一部変更	主文一部取消 取消訴訟提起
62(不)第4号	東日本旅客鉄道(株)事件	H4.12.24	会社	H5.1.6	H18.11.6	
62(不)第5号	(配転)	一部救済		5(不再)第1号	和解認定	
62(不)第6号	東日本旅客鉄道(株)事件 (出向)	H5.5.27 一部救済	会社	H5.6.7 5(不再)第29号	H18.11.6 和解認定	
元(不)第1号	東日本旅客鉄道(株)事件 (本務外し)	H6.5.25 一部救済	会社	H6.6.7 6(不再)第23号	H18.11.6 和解認定	
7(不)第1号	東日本旅客鉄道(株)事件 (一時金差別)	H12.12.1 一部救済	会社	H12.12.14 12(不再)第60号	H18.11.6 和解認定	
4(不)第1号	東日本旅客鉄道(株)事件 (昇進差別)	H13.3.2 棄却	組合	H13.3.16 13(不再)第13号	H17.10.31 和解認定	
19(不)第1号	吾妻自動車交通株式会社事件	H20.5.30	会社	H20.6.12 20(不再)第21号	H21.10.23 一部変更	初審命令維持、 主文一部変更
19(不)第2号	一部救済					
23(不)第1号	社会福祉法人桜福社会事件	H24.6.15 一部救済	会社	H24.6.20 24(不再)第31号	H24.12.17 和解認定	

(3) 行政訴訟事件

昭和 62 年（不）第 7 号事件は、昭和 62 年 4 月 1 日付けで採用されなかつた組合員 6 名への採用通知の発令及び陳謝文の掲示を求めて申立てられた事件である。当委員会は組合員 6 名全員の救済等を内容とする一部救済命令を発出したが、これを不服として会社は中労委に対して再審査を申立てた。再審査の結果、中労委は初審命令を一部取消し、組合員 1 名のみの救済に変更したところ、会社は 1 名の救済命令を取り消すことを求め、組合は 5 名の棄却命令を取り消すことを求めてそれぞれ東京地裁に行政訴訟を提起した。

会社の提訴については、東京地裁が会社の主張を認め、再審命令を取り消したため、中労委は控訴したが、東京高裁はこれを棄却した。高裁判決を受け中労委は上告したが、最高裁でも棄却され、会社が勝訴した。

一方、組合の提訴については、東京地裁、東京高裁がともに棄却したため、組合は平成 16 年 9 月に上告したが、同年 11 月に上告を取り下げ、事件は終結した。

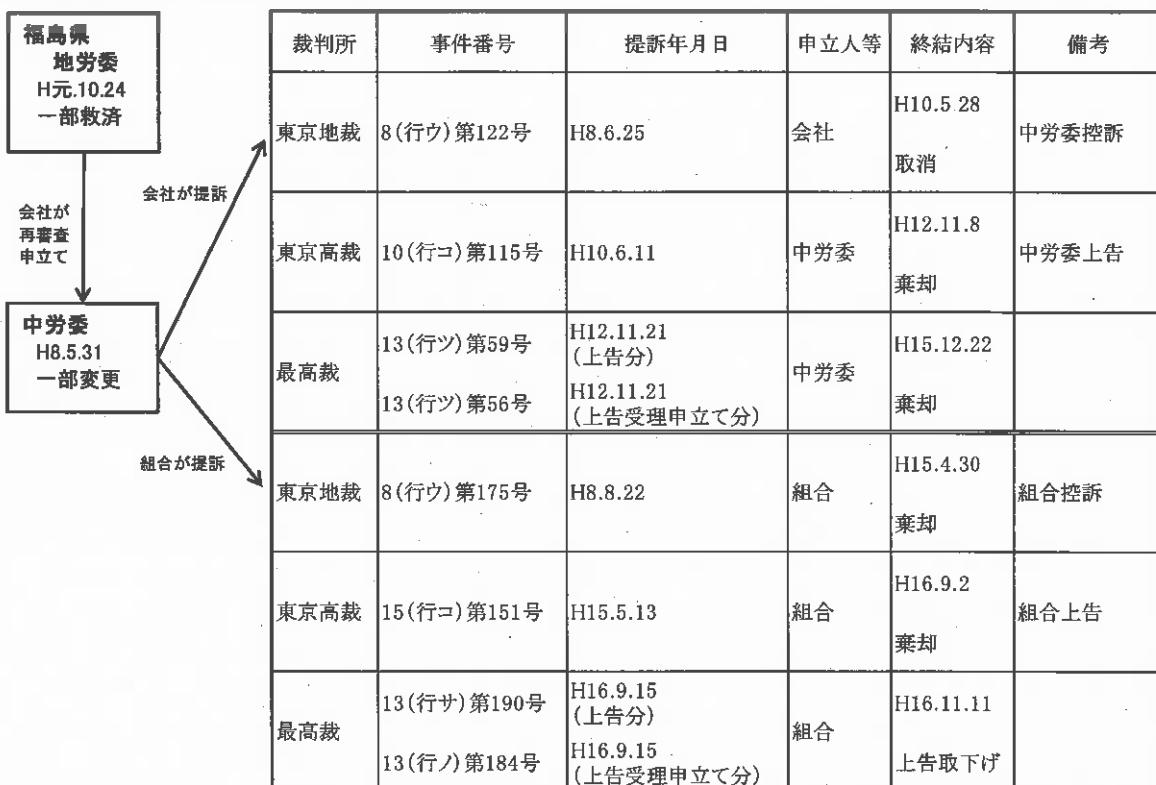
平成 21 年に一部救済命令を出した事件（※）及び平成 25 年に全部救済命令を出した事件（※）については、会社は中労委に再審査の申立てはせず、救済命令取消の訴えを提起したものであるが、どちらも棄却判決が出され、会社が控訴しなかつたため県の勝訴が確定した。

判決確定までの経過の概要はそれぞれ次のとおりである。

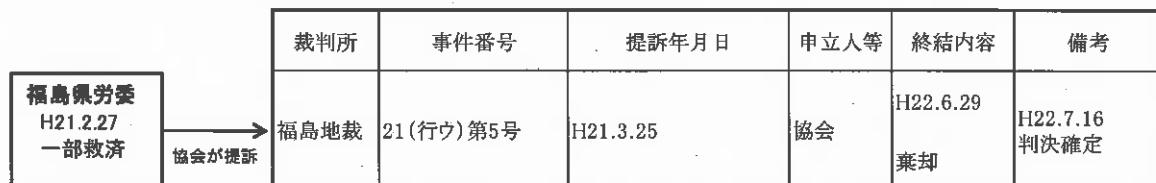
※ 事件の概要については「第2節 不当労働行為事件の概要」参照。

図7 行政訴訟事件概略図

62(不)第7号東日本旅客鉄道(株)事件(不採用)



20(不)第1号、第2号社会福祉法人福島県福祉事業協会事件



24(不)第2号北光金属事件

